

令和8年9月30日

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案に係る意見募集の結果 ーグローバルスターシステムの新方式に向けた制度整備ー

総務省は、グローバルスターシステムの新方式に向けた制度整備のため、電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を改正する訓令案について、令和8年8月7日（金）から同年9月10日（木）までの間、意見公募を行いました。その結果、計8件の意見の提出がありましたので、提出された意見及びそれらに対する総務省の考え方を公表します。

1 概要

現在、我が国においては、グローバルスター衛星を利用した衛星携帯電話サービス、位置情報サービス及び携帯電話と同一の筐体（きょうたい）に衛星通信機能を組み込んだ端末等によるサービスが利用されています。

グローバルスター社では、新しく第3世代C-3モバイル衛星システムの運用が予定されており、我が国においても今後サービス提供されることが想定されているところ、本件は、新衛星システムに対応した端末を我が国においても利用可能とするための電波法関係審査基準の一部改正案に対して令和8年8月7日（金）から同年9月10日（木）までの間、意見公募を行いました。

2 意見公募の結果

提出された意見及び総務省の考え方は、別紙1のとおりであり、それを踏まえ制定した電波法関係審査基準の一部を改正する訓令（令和8年総務省訓令第45号）は別紙2のとおりです。

3 資料の入手方法

別紙1及び別紙2の資料については、e-Gov（<https://www.e-gov.go.jp>）の「パブリック・コメント」欄にも掲載します。また、総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課において閲覧に供するとともに配布します。

【関係報道資料】

- ・電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案に係る意見募集
ーグローバルスターシステムの新方式に向けた制度整備ー（令和8年8月6日）
https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban15_02000333.html

連絡先

総合通信基盤局 電波部 基幹・衛星移動通信課

担 当：山下課長補佐、永間衛星事業係長、絹笠官

住 所：〒100－8926 東京都千代田区霞が関2－1－2
中央合同庁舎2号館

電 話：03-5253-5901

E-mail：eisei-jigyo_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示
しています。送信の際には、「@」に変更してください。